

(可 決)

選択的夫婦別姓制度について慎重な対応を求める意見書

近年、夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度についての議論がある。

2025年2月に内閣府が公表した世論調査では、「結婚して戸籍上の姓が変わった場合、働く時に旧姓を通称として使用したいと答えた人は43%となっており、社会の変化に伴い旧姓を通称として使用したいというご意見を踏まえ、第5次男女共同参画基本計画において、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることがないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大とその周知に取り組む」と明記され、各省庁では既に、免許証、パスポート、マイナンバーカード等において旧姓併記ができるように改められている。

一方で選択的夫婦別姓制度を望む声も一定数あることの背景には、社会的な変化も大きく影響しているとともに、旧姓の通称使用が法律に基づいていないために、民間公益法人の資格や金融機関の口座開設などでは実際に不便を生じる事例もあることに起因している。

戸籍制度と密接に関連するこの事案に関しては、世界で唯一といえる戸籍制度そのものを大きく揺るがしかねないことである。世界的に最も正確で、他国との歴史的な経緯の違う、わが国固有の戸籍制度が今日まで至ったその制度に関しての背景・理解を大いに進める必要もある。

よって、国においては現状の旧姓の通称使用についての取り組みへの検証を進めながら、選択的夫婦別姓制度の議論については慎重な対応を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月12日

青 森 県 議 会

(第321回定例会・発議第1号・田中順造外30名提出)

(否 決)

高額療養費の自己負担引上げの凍結を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、制度の拡充を目指すべきです。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、2025年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げることを決定しました。

今回の引き上げは、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、生活が成り立たなくなる、治療の継続を断念しなければならない、といった悲痛な声が数多く上がっています。

また、今回の引き上げは、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたものであり、プロセスも不適切でした。高額療養費制度を見直す際には、制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体等の意見の事前聴取という適正な手続きを経るべきです。

政府は引上げの内容を修正し、直近12か月の間に3回以上、制度を利用した人は4回目から負担が軽減される「多数回該当」の場合、4回目以降の負担額は引き上げず、現行のまま据え置くと表明しました。しかし、高額療養費の該当者のうち、「多数回該当」に相当する人は約2割に過ぎず、全く不十分です。

よって、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引上げを凍結することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月12日

青 森 県 議 会

(第321回定例会・発議第2号・田名部定男外9名提出)

(否 決)

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらう必要があり、発行してもらえない場合は税負担増となる。そのため、年間売上額1,000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることとなるが、インボイスの発行のために課税事業者になると消費税の申告・納付が義務づけられるため、税と事務の負担を負うこととなる。また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの不当な値下げ要求や取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきた。

施行から1年が経過したが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出している。結果として、消費税納付のための借入れや廃業といった声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が当時の岸田文雄首相国会事務所に届けられている。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐に渡るが、これらの人々が廃業・引退すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益につながる。インボイス導入後、多くの事業者の苦境や昨今の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月12日

青 森 県 議 会

(第321回定例会・発議第3号・安藤晴美外4名提出)

(可 決)

青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

青森県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和五年三月青森県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十項の改正規定（「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める部分に限る。）及び第十二条第五項の改正規定（「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める部分に限る。） 令和七年四月一日

二 第五十三条から第五十五条までの改正規定 令和七年六月一日

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による



提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）が成立し、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されたこと及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴う所要の整理等を行うため提案するものである。

（第321回定例会・発議第4号・田中順造外47名提出）

(可 決)

青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

青森県議会会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を、「介護」の下に「、看護」を加える。

第九十五条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第百三条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第十七章中第百二十四条の前に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による請願書及び陳情書の提出）

第百二十三条の二 議会に対して法第百二十四条の規定により提出される請願書（第九十四条の規定により請願書の例により処理するものとされる陳情書を含む。以下この条において同じ。）の提出については、法第百二十四条及びこの規則第八十九条の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と請願者又は陳情者（陳情書を提出する者をいう。第五項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により提出された請願書については、法第百二十四条及びこの規則第八十九条に規定する方法により提出されたものとみなして、これらの規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により提出された請願書は、議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議会に到達したものとみなす。
- 4 請願書の提出を第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、第八十九条の規定による署名又は記名押印については、同条の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 5 請願者又は陳情者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、請願書のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該請願書のうちに第一項の電子情報処理組織を使

用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該請願書のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「提出された請願書」とあるのは、「提出された請願書（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



提案理由

標準都道府県議会会議規則の一部改正に伴い、病気その他の理由による議場への帽子等の携帯を許可制から届出制に変更し、請願書及び陳情書を電子情報処理組織により提出する場合において必要となる事項を定める等のため提案するものである。

(第321回定例会・発議第5号・田中順造外47名提出)

(可 決)

令和7年豪雪被害に対する支援を求める意見書

青森県津軽地域を中心に今冬は記録的な大雪で、12月下旬から年明けにかけて、断続的に除排雪が間に合わないほどの豪雪に見舞われた。令和7年1月5日には青森市では138cmの積雪深、累計降雪量357cmと平年の2倍超となり場所によっては3倍超の地域も数多くあった。

このため、県では13年ぶりに災害救助法を適用し、豪雪災害対策本部を設置し、豪雪地域の市町村とともに、幹線道路や生活道路の除排雪に取り組んだものの、各地に大渋滞が発生し、倒木などにより電車が不通になるなど、交通障害が多発した。家屋の倒壊や停電も発生し、2月28日現在には100件超の住宅被害、309件の非住家被害があり、さらには雪下ろし等の作業により死亡者が9名、けが人総数が158名となっている。

加えて、青森県の代表的農産品であるりんご樹をはじめとする農作物に被害が発生し、雪によるハウスの倒壊も多発している。

県においては道路除排雪予算の執行額が過去最大であった昨年度を上回っているほか、市町村においても数次にわたり補正予算を編成しながら対応せざるを得ない状況であるなど豪雪対策への財政負担は極めて大きくなっている。国においても豪雪地帯特別措置法に基づき、令和4年3月に「第七次豪雪地帯対策基本計画」を策定し、豪雪地帯や雪対策への取り組みを行っているものの、予想を上回る豪雪状況による深刻な状況を踏まえ、国には下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1, 地球温暖化を起因とする線状降雪帯による豪雪とする専門家もいることから、今後もこのような積雪が予想されるため、雪対策予算の拡充を行うこと。
- 2, 人口減少する青森県内の市町村において、持続可能な道路排雪体制の確保と支援を行うこと。
- 3, 豪雪による農業被害対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

青 森 県 議 会

(第321回定例会・発議第6号・田中順造外47名提出)

(可 決)

国道7号の整備促進を求める意見書

国道7号は弘前市をはじめ津軽地域の市町村を經由して、青森市へと至る主要な幹線道路であり、東北縦貫自動車道の代替道路としての機能も果たしている。

本県の市街地部では4車線化が進められているが、それ以外の部分では、未だに2車線の区間が多く、朝夕の通勤時間帯等には渋滞が発生し、特に冬期間の豪雪時は、交通障害による渋滞や物流停滞が頻発する交通脆弱区間となっている。

令和3年12月には、青森市鶴ヶ坂地区において大雪と道路構造に起因した通行車両の滞留による長時間の通行止めが発生し、また、並行する東北縦貫自動車道や青森空港有料道路も通行止めが発生するなど、地域経済や県民生活に大きな影響が生じた。さらに、昨年末から今年年始にかけての津軽地域での大雪では、道路除排雪が追いつかず各地で交通障害が発生するなど、地域経済活動が大きな影響を受けた。今後の大雪の頻発化・激甚化に備えた道路機能の強化が求められている。加えて、本路線は、災害時の避難路、物資等の輸送を支える基幹ルートとして重要物流道路に指定されており、早急な課題解決が求められている。

ついては、地域の産業経済活動を支える大動脈である国道7号の整備促進に対して下記事項の対策を講ずるよう強く求める。

記

1、鶴ヶ坂地区の4車線化について

冬期における青森市と弘前市を始めとする津軽地域とのアクセス強化を図るため、「鶴ヶ坂防災」について早急に整備を進めること。

2、常盤・浪岡バイパス4車線化の整備促進について

国道7号のアクセス強化を図るため、一部区間で進められている交差点改良による付加車線の整備に加え、4車線化に向けた整備を一層促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

青 森 県 議 会

(第321回定例会・発議第7号・田中順造外47名提出)